

フィッシングショーOSAKA 2027 出展事業委託仕様書

1 事業目的

フィッシングショーへの出展を通して、徳島の魅力ある「釣り」と「観光」を広く周知することで、県内外から多くの観光客を呼び込むことを目的とする。

2 事業名称

フィッシングショーOSAKA 2027 出展事業

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

4 「フィッシングショーOSAKA 2027」の概要

・開催日及び開催時間

令和9年2月5日（金）【業者商談日】 10：00～17：00

2月6日（土）【一般公開日】 9：00～17：00

2月7日（日）【一般公開日】 9：00～17：00

・会場：インテックス大阪 6号館（大阪市住之江区南港北1丁目5-102）

・主催：大阪釣具協同組合

5 出展小間の規格等

（1）小間の大きさは、間口約3m×2コマ×奥行き約3m＝約18m²

（2）出展料は本委託契約金額から支払うこととする。（221,650円・税込）

標準小間は、仕切りのシステムパネル、ブース名板と小間内照明蛍光灯型LED1本が料金に含まれる。

上記以外の装飾、展示台、備品、照明等の設計・施工および給排水工事と、小間で使用する電気・水道・電話の代金、追加の出展者証の費用も負担すること。

（3）小間内で活用できること

①観光情報の発信（釣り場情報、観光、グルメ情報など）、パンフレット設置・配布・案内

②ふるさと納税の紹介（出展小間での申し込み等販売については禁止）

- ③地域物産の紹介（出展小間での販売は禁止）
- ④ミニイベント（ガラポンや、ゆるキャラグリーティングなど）

6 委託内容

（１）出展ブースの企画

- ①フィッシングショーOSAKA の来場者層をふまえて出展ブースを企画すること。小間の企画に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ア 徳島県の釣り場や観光スポット等の情報を積極的に PR し、来訪意欲を喚起するためにふさわしい展示・装飾とすること。
 - イ 「釣〜リズム」のアイコンを活用したプロモーションをし、徳島県の魅力を効果的に PR すること。
 - ウ 県や各自治体等が発行するパンフレット等を提供してもらえよう各団体と調整し、設置及び配布すること。なお、デジタルサイネージ等のコンテンツも積極的に活用すること。
 - エ 会場内の来場者が本ブースに立ち寄っていただけるような企画を実施すること。（ガラポンやノベルティ配布など）
- ②一般来場者がブースへの来場をきっかけに、徳島県の各地域への来訪意欲を喚起する内容とすること。

（２）出展ブースの運営

- ①開催期間中の出展ブースの管理・運営を行うこと。
- ②会場の規模や業務量に応じ、適当な数の会場スタッフを配置すること。
また、来場者に徳島県の PR が十分に行えるように、会場スタッフに事前教育を行うこと。
- ③パンフレットやノベルティの配布等を円滑に行うため、必要に応じ
てバックヤードをブース内に設けるなど、保管場所等について配慮すること。

（３）出展ブースの PR

出展にかかる広報活動等、来場者向けに出展ブースの PR を行い、ブースへの来場を促すこと。

(4) イベント企画及び運営に当たっての留意事項

- ①企画及び運営に当たっては、徳島県と密に連携を図り、徳島の釣りや観光などの情報収集を行うこと。
- ②フィッシングショーOSAKA 2027 出展要項等に従い、イベント当日までの準備並びにブースの設営及び撤去を行うこと。

(5) 実施体制

- ①常時速やかに連絡・調整が可能な事務局を設置し、委託業務を円滑に遂行すること。
- ②契約締結後、県と協議の上、速やかに詳細なスケジュールや実施内容等を記載した事業計画書を作成し、県の承認を得ること。
- ③事業の実施に当たっては、実施体制の整備、実施業務の詳細について、県に協議・報告・提案を行いながら進めること。
- ④県が発信するプレスリリースについて、資料作成や掲載する画像・写真等の提供をその都度行うこと。

7 報告書の作成

記録写真を含めた事業全体の報告書を作成すること。記録写真については、全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、発注者に帰属することとする。

(1) 提出期限

令和9年2月28日

(2) 提出先

〒779-2305 徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天 17-1

徳島県観光スポーツ文化部観光政策課みなみ阿波観光振興担当

電話：0884-74-7317

ファクシミリ：0884-77-3851

メール：kankouseisakuka_nanbu@pref.tokushima.lg.jp

(3) 部数

事業実施報告書（A 4 判カラー冊子） 1 部、電子データ 1 部

8 その他

- ・事業の実施に当たっては、徳島県と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとし、受託者提案からの修正もあり得る。
- ・県及び受託業者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託業者において必要な対応を行うものとする。
- ・作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。さらに、徳島県は業務実施中に随時報告を求めることができることとする。
- ・当該委託業務に関連し、知り得た秘密は他人に漏らさないこと。